

## 平成21年度科学技術振興調整費による実施課題の評価の実施について（案）

平成21年8月4日  
科学技術・学術審議会  
研究計画・評価分科会  
研究評価部会

### 1. 評価対象課題・評価項目

平成21年度は、以下のプログラムで実施された課題のうち、本年度に評価を実施することとされている78課題について、プログラムごとに定める評価項目に従って中間又は事後評価を実施する。（評価対象課題一覧、プログラムごとの評価項目及び評価の視点はそれぞれ別添1、別添2のとおり。）

（本年度の評価課題が含まれるプログラム）

- ・若手研究者の自立的な研究環境整備促進
- ・女性研究者支援モデル育成
- ・地域再生人材創出拠点の形成
- ・戦略的研究拠点育成
- ・アジア科学技術協力の戦略的推進（地域共通課題解決型国際共同研究）
- ・新興分野人材養成
- ・重要課題解決型研究の推進
- ・科学技術連携施策群の効果的・効率的な推進

また、「戦略的研究拠点育成」プログラムについては、事後評価対象3課題の他に、昨年度の事後評価において「一定期間後に追跡評価を実施する」とされた1課題についてシステム改革の実施状況の確認等を目的とした追跡評価を実施する。

### 2. 評価の実施体制

- （1）平成21年度の中間及び事後評価の実施に当たっては、研究評価部会の定める当該「評価の実施について」に基づき、文部科学省より事務委託を受けている科学技術振興機構が、外部有識者からなる評価作業部会を設置・運営し、評価を実施する。
- （2）作業部会の構成については、評価対象課題の取組内容や専門性、研究分野等を勘案し、下記のとおり、14の作業部会を設置することとし、作業部会の構成員については別添3の基準により研究評価部会長が指名する。また、当該作業部会には、科学技術振興調整費のプログラムオフィサー及び主監補佐（以下「PO等」）が「主査補佐」として参画し、主査の議事運営を補佐するとともに、これまでの課題管理等で得られた情報を含め、評価作業部会における審査に必要な情報を提供する。

平成21年度に設置する作業部会と評価対象課題

評価作業部会	評価対象課題
(1) 若手研究者の自立的な研究環境整備促進評価作業部会 12課題 (中間12課題)	・若手研究者の自立的な研究環境整備促進 (中間12課題)
(2) 女性研究者支援モデル育成評価作業部会 10課題 (事後10課題)	・女性研究者支援モデル育成 (事後10課題)
(3) 地域再生人材創出拠点形成評価作業部会 12課題 (中間12課題)	・地域再生人材創出拠点の形成 (中間12課題)
(4) 戦略的研究拠点育成評価作業部会 3課題 (事後3課題)	・戦略的研究拠点育成 (事後3課題)
(5) 国際共同研究推進評価作業部会 10課題 (事後10課題)	・アジア科学技術協力の戦略的推進 (事後10課題)
(6) 情報・社会基盤系人材養成評価作業部会 9課題 (事後9課題)	・新興分野人材養成 (事後9課題)
(7) ライフ系人材養成評価作業部会 8課題 (事後8課題)	・新興分野人材養成 (事後8課題)
(8) 感染症研究評価作業部会 2課題 (事後2課題)	・重要課題解決型研究等の推進 (事後1課題) ・科学技術連携施策群の効果的・効率的な推進 (事後1課題)
(9) 情報通信研究評価作業部会 4課題 (事後4課題)	・重要課題解決型研究等の推進 (事後4課題)
(10) 国際テロ犯罪研究評価作業部会 1課題 (事後1課題)	・重要課題解決型研究等の推進 (事後1課題)
(11) ユビキタスネットワーク研究評価作業部会 1課題 (事後1課題)	・科学技術連携施策群の効果的・効率的な推進 (事後1課題)
(12) 次世代ロボット研究評価作業部会 2課題 (事後2課題)	・科学技術連携施策群の効果的・効率的な推進 (事後2課題)
(13) バイオマス利活用研究評価作業部会 1課題 (事後1課題)	・科学技術連携施策群の効果的・効率的な推進 (事後1課題)
(14) ナノバイオテクノロジー研究評価作業部会 3課題 (事後3課題)	・科学技術連携施策群の効果的・効率的な推進 (事後3課題)

### 3. 評価の実施方法

中間及び事後評価の実施方法は、原則として以下の手順に従うものとする。

- (1) 被評価者は、実施課題によって得られた成果をまとめた成果報告書を作成し、電子媒体にて事務局に提出する。また、「戦略的研究拠点育成」プログラムの事後評価対象課題については、成果報告書に加えて、外部評価委員会による評価結果を取りまとめて提出する。これらの資料は評価に用いる資料として、事務局が評価作業部会委員等に送付する。
- (2) 事務局及びPO等は、提出された成果報告書の確認を行い、必要があると判断する場合は、被評価者に対して成果報告書の修正を求めることがある。
- (3) PO等は、評価作業部会における評価の実施を支援する観点から、評価対象課題の成果報告書を分析し、必要があると判断した場合は、資料の追加・補完を求め

ることができる。

- (4) 作業部会の進行・とりまとめは評価作業部会主査が行い、当該業務を主査補佐（P O等）が補佐する。また、主査補佐（P O等）は課題管理等を行う中で得られた情報を作業部会に提供する等、作業部会における適切な審査に必要な情報を提供する。
- (5) 作業部会は、基本的に2回程度開催（※）することとし、それぞれの作業部会においては以下の内容を主とする。

（第1回作業部会）

- ① 第1回目の作業部会は、評価の実施方法について意識の統一を図ることを目的とし、必要に応じヒアリングにより明らかにすべき点等を整理し、必要に応じ、課題実施者に資料の提出を求める。

（例：研究行程のうち調整費で行われた範囲が不明確な課題については、当該内容を明らかにする資料（申請時の技術レベルと調整費によって取り組んだ内容等）の提出を求める 等）

- ② 評価を実施するに際し、作業部会委員やP O以外の知見者から意見を聞く必要があると判断された場合には、対象とする課題と聴取すべき事項を整理し、メールレビューを実施する。

メールレビューを依頼する知見者については、主査補佐が候補をとりまとめ、作業部会主査が決定する。

なお、メールレビュー委員の選定及びメールレビューの実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- （イ 評価対象課題の参画者でないこと。  
ロ 4.（2）の利害関係者に該当する者でないこと。  
ハ P O等でないこと。  
ニ 当該作業部会の委員以外の者であること。）

（第2回作業部会）

第2回目の作業部会会合では、課題ごとに被評価者からヒアリングを行い、評価結果を決定する。

※「感染症研究評価作業部会」、「情報通信研究評価作業部会」、「国際テロ犯罪研究評価作業部会」、「ユビキタスネットワーク研究評価作業部会」、「次世代ロボット研究評価作業部会」、「バイオマス利活用研究評価作業部会」、「ナノバイオテクノロジー研究評価作業部会」については、各作

業部会に割り当てられた課題数が少ないため、第1回、第2回作業部会をあわせて1日で実施。(その手法については別添4参照)

(6) 評価作業部会は、評価結果報告書を取りまとめ、それを主査から研究評価部会に報告する。

(7) 研究評価部会は、評価作業部会からの報告を踏まえ、評価結果を決定する。

#### 4. 利害関係者の範囲

評価対象課題の利害関係者の範囲は、プログラムに応じて以下のとおりとする。

(1) 評価対象課題に参加している者は、当該課題を評価する作業部会委員となることができない。

(2) 研究評価部会委員、作業部会委員が以下のいずれかに該当する場合は、当該課題の評価に加わることはできない。

① 実施機関と同一の機関(\*)等に所属する者

② 「アジア科学技術協力の戦略的推進」における参画機関と同一の機関に属する者

③ 被評価者(実施課題の代表者)と親族関係にある者

④ 実施課題の研究運営委員会、評価委員会等の委員

なお、それ以外の場合であっても、利害関係を有すると自ら判断する場合には、当該課題の評価に参加しない。

(\*) 具体的な範囲は以下のとおり。

○ 「重要課題解決型研究等の推進」、「科学技術連携施策群の効果的・効率的な推進」、「アジア科学技術協力の戦略的推進」の場合

・ 大学・大学共同利用機関にあつては、同一の学部、研究科、研究所

・ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人においては、同一の研究所、研究部門

・ 国立試験研究機関、その他の機関にあつては、同一の機関(民間企業においては、同一の企業)

○ 「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」、「女性研究者支援モデル育成」、「地域再生人材創出拠点の形成」、「戦略的研究拠点育成」、「新興分野人材養成」の場合

・ 当該課題を実施する組織・機関に所属する者

- (3) PO等に関する利害関係者の範囲については、作業部会委員に準ずるものとする。
- (4) この他、利害関係者に相当するかが明らかでない場合は、作業部会において協議し、判断することとする。